

2020年9月3日
関西電力株式会社

設計及び工事の計画認可を受けた燃料体に係る共用について

1. はじめに

これまで、複数プラント・号炉で燃料設計が共通の場合、燃料体設計認可では対象プラント・号炉を併記して認可を受け、燃料体検査においても複数プラント・号炉を対象とした合格証を受領して、対象号炉間で燃料体を共用していた。

一方、2020年4月1日の原子炉等規制法の改正において、燃料体に関しても設計及び工事の認可申請を行うことが定められ、単独プラント・号炉での申請・認可となっている。このため、これに倣い、燃料体の認可後の運用が、単独プラント・号炉のみに制限された場合、事業者の柔軟な事業運営に支障を来たす。

2. 燃料体に係る共用化運用について

原子炉等規制法において、燃料体も含めた原子炉施設に係る工事は、認可を受けた(又は届出をした)工事の計画に従って行われたものであること及び技術基準への適合するものであることについて、原子力規制委員会の確認を受けることになっている。

このため、これらの確認がなされるのであれば、それ以降の利用に制限がないものと判断できる。

したがって、当該プラントおよび号炉における燃料体の使用前確認を受けた以降であれば、他プラント・号炉であっても同じ設計の燃料体であることを条件に、利用して差し支えないと考えている。

なお、本件については昨年11月20日の面談で検査制度移行に係る質問事項として確認させていただいており、当時、使用前事業者検査のやり方だけの話であり、使用前確認の中で明確に説明がなされれば支障はないと考える旨の回答を得ていたものである。

この具体的な対応方法として、使用前確認申請において添付のとおり共用に係る記載をする案があると考えている。(高浜発電所第3号機および第4号機に関して申請中の設計及び工事計画認可申請は、両号炉で同じ設計の燃料体であるため、添付資料はそれをイメージしたもの。)

また、使用前確認証を受領した燃料体について、今後、共用するプラント・号炉を追加する場合は、その際に改めて使用前確認申請を行うものと考えている。

以 上

(添付)

関原発第●●号
2020年●月●日

使用前確認申請書イメージ

使用前確認申請書

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 ●● ●● (印)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の11第3項の規定により次のとおり使用前事業者検査の確認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 関西電力株式会社 住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 執行役社長 ●● ●●
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 高浜発電所 所在地 福井県郡高浜町田ノ浦
申請に係る発電用原子炉施設の概要	高浜発電所第3号機および第4号機 原子炉本体に係るもの 17行17列A型燃料集合体（輸入）（ウラン燃料） 燃料体の数：●体（燃料要素 xxxx 本）
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	設計及び工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和●年●月●日 原規規発第●●●●●号 令和●年●月●日 原規規発第●●●●●号
使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る検査（燃料体）（表4） ^{注1} 期日 自 20●●年●月●日 至 20▲▲年▲月 場所 Framatome Inc. リッチランド工場 （アメリカ合衆国ワシントン州リッチランド市） 関西電力株式会社 原子力事業本部 （福井県三方郡美浜町郷市13号横田8番）
	工事の工程 品質管理の方法に係る検査（表9） 期日 自 20●●年 ●月●日 至 20▲▲年 ●月 場所 関西電力株式会社 原子力事業本部
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	20▲▲年●月

<p>原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
---	--------------------------------------

(手数料 金 ●●●●円)

注1：以下の加工の工程ごとに検査を実施する。

- ①ペレット、燃料被覆管その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができるときになった時
- ②燃料棒については、燃料要素の加工が完了した時
- ③燃料集合体については、検査対象の集合体の組立が完了した時

(添付書類)

添付書類－1 工事の工程に関する説明書

添付書類－2 変更の内容及び変更 添付省略

添付資料－3：施設管理の重要度が異なる燃料、施設又は機器に関する説明書